

議案第43号

鹿屋市下水道条例の一部改正について

鹿屋市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市下水道条例の一部を改正する条例

鹿屋市下水道条例（平成18年鹿屋市条例第173号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和7年4月から令和9年3月までの」を「令和7年5月から令和9年4月までの計量装置の測定に係る」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「令和5年4月から令和7年3月までの」を「令和6年5月から令和7年4月までの計量装置の測定に係る」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 令和5年4月から令和6年4月までの計量装置の測定に係る月分の別表の適用については、同表中

一般汚水	基本料金		750円
	従量料金	10立方メートルまで	100円
	(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	115円
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	120円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	125円
		100立方メートルを超	130円

とあるのは、

		える分	
公衆浴場汚水	基本料金		750円
	従量料金	1立方メートルにつき	12円

一般汚水	基本料金		350円		
	従量料金 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまで	60円		
		10立方メートルを超え 20立方メートルまで	70円		
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	80円		
		30立方メートルを超え 40立方メートルまで	90円		
		40立方メートルを超え 50立方メートルまで	100円		
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	105円		
		100立方メートルを超 える分	110円		
		公衆浴場汚水	基本料金		350円
			従量料金	1立方メートルにつき	10円

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鹿屋市下水道条例附則第5項の規定は、鹿屋市下水道条例の一部を改正する条例（令和4年鹿屋市条例第20号）附則第2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から適用する。

（提案理由）

令和4年9月議会で議決された鹿屋市下水道条例の一部改正について、物価高騰等による市民生活への影響を考慮し、使用料改定の実施時期を延期したいので、本

案を提出するもの